

○井神議長 通告2番目、3番、玉田隆紀議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 3番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

まず初めに、このたびの台風10号により甚大な被害や犠牲に遭われました皆様に、慎んで追悼の意をあらわし、また、お見舞いを申し上げたいと思います。

今回は、市民の安心・安全を見守る那賀消防の取り組みについて2点、被災者支援システムについて2点、質問をいたします。

1番目の市民の安心・安全を見守る那賀消防の取り組みについてですが、日ごろより訓練を重ねながら、市民の安心・安全を見守り、さまざまな仕事を兼務しながらの消防活動、また、救急活動を行っておりますが、最近では不適切な救急車の利用が問題視されています。さらには、救急の需要が増加する一方、救急隊の増強が追いつかない状況があるそうです。

救急車を呼んだ理由として、自分で歩ける状態ではなかった、生命の危険を感じたが上位を占めているようですが、その一方、救急車で病院に行ったほうが優先に見てくれると思ったや、交通手段がなかったからなどがあるそうです。

そこで、1点目、緊急出動の現状と今後の課題は、2点目に、職員体制についてお聞きいたします。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 玉田議員ご質問の市民の安心・安全を見守る那賀消防本部の取り組みについての1点目、緊急出動の現状と今後の課題はについてお答えします。

平成27年の岩出市、紀の川市合わせての火災出動は24件、救急出動は5,032件、救助出動は102件となっております。

今後の課題としましては、組織内における知識・技術の伝承を推進し、活動能力の維持向上を図り、現場活動体制の充実と消防事務を円滑に、かつ確実に行っていくことが課題であると聞いております。

次に、2点目、職員体制についてでございますが、現在、消防長1名、次長1名、総務課7名、予防課6名、警防課5名、防災センター2名、通信指令課4名、中消防署38名、東消防署26名、南消防署26名のほか、和歌山広域消防指令センターに6名、和歌山県防災航空隊に1名を派遣し、県消防学校初任教育に6名入校しており、

計129名体制となっております。

なお、那賀消防組合は一部事務組合であり、管理者、副管理者等の執行部と組合議会において、市民の安心・安全を見守る消防組合の運営がなされています。

以上でございます。

○井神議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 今答弁いただきました。職員数が129名ということで、那賀消防の職員定数条例の中で130名という枠組みがあると思うんですが、まず1点、この定数条例を策定した日、いつごろできたのか、お聞きしたいと思います。

そして、また消防学校に派遣されている人は、定数条例には含まないという規定もあると思うんですが、となれば、当然、130名という定数は至ってないという現状があります。その点どういう考えを持たれているのか、お聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 玉田議員の再質問にお答えいたします。

那賀消防組合職員定数条例は、昭和50年に制定をされてございます。それから、先ほど、消防学校のほうに6名入校しておる分についての定数条例との関係ですけれども、この分については那賀消防組合のほうに確認をしましたところ、現在の職員体制で問題はないと、那賀消防組合のほうで聞いておりますので、よろしく願いします。

なお、今回、玉田議員からご質問のあったことにつきましては、那賀消防組合のほうにお伝えをちゃんとさせていただきます。

○井神議長 再々質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 今、定数条例が昭和50年にできたということをお聞きしました。岩出市が町から市に移行されて、人口がどんどん増加をしている中、当然、紀の川市も人口も若干減っておりますが、ただ、高齢化が進んでいる以上、救急隊の出動件数はかなり、昭和50年よりもはるかに出動件数がふえている現状で、また、それだけ急な病気になられる方が多いという、そういう今現在の状況になっていると思うんですが、そういった状況の中で、昭和50年に制定された定数が、果たして今のニーズに合うかどうかという、そこら辺、私は、条例改正をして、今の人口に合った定数に変える必要があるんじゃないかなと思うんですが、その点の考え方はどうで

すかね。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 玉田議員の再々質問にお答えをいたします。

定数条例は昭和50年に制定というふうに、私申しましたけれども、その後、何回か改正を重ねております。その中で、当初が130名だったのかどうかというのは、ちょっと私、これ那賀消防組合の条例ですので確認しておりませんが、今は130名ですので、130人で足りておるといふことだと思います。

なお、採用に際しては、救急救命士のほうも採用しておりますので、玉田議員はいろいろご心配をいただいておりますけれども、この点につきましても那賀消防組合のほうにちゃんとお伝えをさせていただきます。

○井神議長 これで、玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

○玉田議員 次に、2番目の被災者支援システムについてですが、平成23年第2回定例会にて一般質問をしておりますが、改めて質問いたします。

災害発生時には、我々議員も同じであります。自身も家族を失った被災者であっても、通常の行政事務以外に、救助活動や罹災証明書の発行、避難所の運営など自治体職員には24時間の過酷な勤務が求められております。身体的・精神的負担は相当なものであり、情報システムの導入で少しでも事務に係る職員の負担を軽減できれば、職員の過労死などの二次災害を防ぐとともに、人間にしかできない被災者のサポートにより、より多くの職員を割り当てられることと考えられます。

いつ起きるかわからない大災害に備えるために、一刻も早くシステムの導入が必要だと考えますが、平成23年に行った一般質問から5年が経過しております。そのときの再質問の答弁では、前向きに研究していくとありました。

そこで、1点目に、被災者支援システムの現状と研究結果について、2点目に、被災者支援システムの導入の考えについて、お聞きいたします。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 玉田議員ご質問の2番目、被災者支援システムの現状と研究結果についてと、被災者支援システムの導入の考えはについて、一括してお答えいたします。

被災者支援システムにつきましては、平成23年第2回定例会の一般質問で、玉田

議員からご質問いただき、今後研究をしてまいりますと答弁をさせていただきました。改めて申すまでもなく、このシステムは、住民基本台帳のデータをもとに被災者台帳を作成し、迅速に罹災証明の発行ができるなど有意義であることは十分認識しています。また、平成23年当時の導入自治体は300程度であったものが、現在900自治体を超える普及状況となっていることから、その有効性は実証されているものと考えています。

当市においては、その点も踏まえて、被災者支援システムの導入について検討を続けていたところ、新たに京都大学や新潟大学、その他研究チームが、過去の大災害の研究成果をもとに、より進んだ被災者生活再建支援システムを開発し、製品化されました。

このことから、被災者支援システムに限定するのではなく、ほかのシステムの機能や作業効率などを比較し、費用対効果も含め、総合的に勘案した上で、最も有効なシステムの導入を行う必要があり、さらなる研究をしているところでございます。

○井神議長 再質問を許します。

(なし)

○井神議長 これで、玉田隆紀議員の2番目の質問を終わります。